

意見反映後

各条例の一部改正の要旨

H21年度第4回(情)個人運営審議会(H21.11.5開催)
にて決定した改正案の要旨。

【情報公開条例】

- 第18条 第4項 「参加人」の定義を追加
第6項 審査会の所掌事項を執行する中で明らかになった制度の不備や改善点等に関し、意見書を提出することができる規定を追加
- 第22条 審査会が答申に付帯意見を付す権限を有する旨及び町長が付帯意見に対する措置状況を通知する義務を負う旨の規定を追加
- 第34条 審査会委員の守秘義務違反に対する罰則については、個人情報保護条例第45条において規定されているが、情報公開審査会においても個人情報等の非公開情報を取り扱う機会が存在すると思われるため、情報公開条例においても罰則規定を追加

【個人情報保護条例】

- 第2条 罰則規定における犯罪の構成要件を明確にするため、条例における用語の定義を、『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』と同様に、「個人情報ファイル」「保有個人情報」と変更(横浜地方検察庁から指摘あり)
(第7、9～11、14～19、21～28、30、43、46条において、定義の変更による用語の整理)
- 第24条 利用停止請求に係る措置について、因果関係を整理し、措置を追加
- 第30条 第4項 「参加人」の定義を追加
第6項 審査会の所掌事項を執行する中で明らかになった制度の不備や改善点等に関し、意見書を提出することができる規定を追加
- 第34条 審査会が答申に付帯意見を付す権限を有する旨及び町長が付帯意見に対する措置状況を通知する義務を負う旨の規定を追加
- 第36条 第1項 第6条ですでに審査会の略称定義が行われているにも関わらず、本条にまた略称規定があるという誤りを正すもの
第7項 守秘義務規定が不要となったため、削除
第8項 第7項の削除及び「審議会等の会議の公開に関する規則」が施行されたことに伴い、削除